

岡山市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 経過及び趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）」において、これまで国が定めていた生活保護法による保護施設の設備及び運営等に関する基準を、指定都市の条例で定めることとされました。

そこで、これまで国が定めていた基準省令に代わる条例を制定します。

2 条例制定に当たって国基準の扱い

国が定めていたこれまでの基準は、政省令により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3種類に分類されており、それを踏まえて岡山市の実情に適した内容を定めます。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準 条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない	通常よるべき基準 条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内ではなければならない	十分参照しなければならない基準 条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
異なるものを定めた場合	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任	「標準」と異なる内容について説明責任	参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任（行為規範）
具体例な事例	配置する職員及び職員数 居室の床面積 工賃の支払	規模 ・入所者数	その他の設備及び運営に関する基準 ・設備の基準 ・衛生管理等 ・生活指導等 ・給食 ・健康管理 ・金銭管理 等

医療保護施設については国基準がないので医療法その他医療に関する法令に基づき適正に運営することとします。

3 スケジュール

平成24年 9月	保健福祉政策審議会へ附議
平成24年10月上旬	パブリックコメントの実施
平成24年11月	11月定例会市議会（条例案上程）
平成25年1月～3月	周知・準備等（関係機関通知，市政だより等）
平成25年4月1日	条例施行

4 基準を制定する施設

法	NO	種類	内容	市内施設数 (H24.9末)
生活 保 護 法	1	救護施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。	1
	2	更生施設	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。	-
	3	医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設。	2
	4	授産施設	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設。	-
	5	宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住居扶助を行うことを目的とする施設。	-